

第1回門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・
門真市地域高齢者交流サロン指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成23年2月22日（火）午後1時～4時半
2. 場 所 門真市役所 別館3階 厚生会会議室
3. 出席委員 小寺委員・柳原委員・吉兼委員・稲毛委員・高尾委員
4. 事務局 健康福祉部 健康福祉総務課 老人福祉センター

【事務局】

開会

《委員紹介》

【事務局】

委員5名中、現在の出席者数は5名で、門真市指定管理者候補者選定委員会設置要綱第6条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので、本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

《事務局紹介》

【事務局】

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

《資料確認》

それでは、お手元の会議次第によりまして会議を進めさせていただきます。

それでは、早速ですが、案件（1）の「委員長及び副委員長の選出について」を議題とさせていただきます。

会議の議長は、委員長が行うことになっております。委員会の委員長及び副委員長は、委員会要綱第5条に規定されておりますとおり、委員の互選により各1名定めることとなっておりますが、選出方法についてはどのようにいたしますでしょうか。

【委員】

事務局一任

【事務局】

一任の声が出ましたので、事務局より委員長、副委員長の指名をさせていただきます。委員長に小寺委員、副委員長に高尾委員としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

ありがとうございます。それでは委員長に小寺委員、副委員長に高尾委員で決定させて頂きたいと思っております。それでは委員長、副委員長の席に移動いたします。

《委員長・副委員長が席に着く。》

【事務局】

それでは、小寺委員長、恐縮ですが一言お願いいたします。

【委員長】

《委員長挨拶》

早速、議事に入っていきたいと思っておりますが、案件の（２）の「選定委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。それではこの件につきまして事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本市におきましては、「審議会等の公開に関する指針」により原則公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は、非公開とすることもできるとされております。本委員会の会議につきましては、公開することにより率直な意見交換が損なわれ、審議及び審査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、申請団体が持つ信用や技術力が選定法人の決め手となるため、当然ながら企業秘密にも属するものがあると考えられますので、非公開とするのが妥当であると考えておりますがいかがでしょうか。

【委員長】

何か意見はありますか。

《異議なしの声あり》

【委員長】

それでは会議は非公開に決定することとします。

続きまして、本委員会の案件（３）「選定委員会会議録について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本委員会の会議録につきましては、「門真市情報公開条例」に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。また、各委員の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますの

で、ご了承願いたいと存じます。公開する会議録についてであります、発言等の趣旨を把握できるような形での要約版といたしたく存じますが、いかがでしょうか。

【委員長】

事務局の方から会議録の要約を公開したいとの事ですが、当然各委員の氏名についても開示するという事ですがいかがでしょうか。

【全委員】

異議なし

【委員長】

それでは、本会議の公開用の会議録は要約版といたします。

続きまして案件（４）の「施設概要及びこれまでの経過について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、老人福祉センター等指定管理の概要につきましては、まずA3の表を見て頂いて、当委員会で指定管理して頂く3施設、老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンの大きさ等を表示させていただいております。ご確認頂ければありがたいです。その下につきましては、3年間の決算額を表示させて頂いております。指定管理者が示してきた内容と比較して頂ければと思っておりますので、よろしくお願いたします。また指定管理者制度による効果といたしまして、住民のニーズとか効果かつ効率的に対応しうるサービスの向上、管理運営に民間のノウハウを幅広く活用、施設管理における人的な財政負担の節減等を考えておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、これまでの流れについてご説明させて頂きます。平成23年12月議会におきまして指定管理者に関わる条例整備の為、改正条例を提案させて頂きまして議決して頂きました。この3施設のうち老人福祉センターにつきましては単独の条例がございます。高齢者ふれあいセンター及び高齢者交流サロンにつきましては、高齢者ふれあいセンターの条例に組み込まれております。その条例を議決して頂きまして、すぐに規則も改正しておりますのでよろしくお願い致します。

年が明けまして、1月から公募させて頂いております。これはのちほど日程等報告させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

この選定委員会、今回一回目ですけれども二回目におきまして候補者の選定をして頂き、6月の議会で指定管理者の議決を頂き、10月1日より指定管理者への移行を考えておりますのでよろしくお願い致します。指定管理者が決定いたしましたら、指定管理者と共に地域住民の方への対応をおこなったのち、10月1日で市役所へ引きあげる事になっております。今現在臨時職員が6名おります。その後の雇用に関しまして指定管理者を受けて頂いた団体さんには6人を出来る限り雇用して頂く様にお願いはしております。

指定管理期間ですけれども、23年10月1日から26年3月31日までの2年6ヶ月を考えております。1月21日まで応募資料を配布しまして、1月24日から1月27日まで質問は受付いたしました。その質問に回答いたしまして、2月1日から2月10日の間に申請の受付を致しました。1月24日に現地説明会を開催させて頂きまして、その時は4団体が来られました。申請の受付が始まりまして申請時には3団体となっております。

この委員会におきましては、学識経験者、公認会計士、福祉関係に精通しておられる方、職員2名で合計5名で構成させて頂いております。この後書類審査、また2回目の3月22日にはプレゼンテーション、質疑応答等面接審査を行いましたうえ、委員会で選定して頂く事になっておりますので、よろしくお願い致します。これで概要の説明とさせて頂きます。

【委員長】

この件に関しまして何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

ないようですので、次に進めさせていただきます。続きまして、案件(5)「指定管理者募集要項及び指定管理者運営管理業務仕様書について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、「門真市立老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者募集要項」について説明させていただきます。

まず1ページですが、募集にあたりましては門真市老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロンの3施設をサービスの向上及び施設の効果を効率的に達成する為、一括して指定管理者制度を導入するものであります。

期間といたしましては、平成23年10月1日から平成26年3月31日までの2年6ヶ月としております。

2ページの3ですが指定管理者の業務につきましては、市に変わり老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロンの3施設の管理・運用を行って頂く事になっております。利用料金はございません。要綱の3ページの自主事業参加料等を収入とする事が出来ると記載されておりますが、事業の実施にともなう教材費等必要最小限の徴収は出来るという事でお考え頂ければ結構だと思います。営利目的にあたる徴収は出来ない事になっております。

また、事業につきましても門真市と協議の上、行って頂くという事で考えております。休館日につきましては、要綱の3ページ記載されているものが基本となっておりますが、門真市地域高齢者交流サロンは併設しております門真市青少年活動センターが火曜日の休館の為、サロンも火曜日を休館しております。

また、老人福祉センターは選挙の投票所に使用しており投票日の前日の午後、投票日の翌日の午前準備や後片付けの為休館しております。さらに非常警報

等による閉館は暴風警報・洪水警報の場合がありますが利用者の退館は気象状況に応じ対処しております。

申請に関しましては一度出された書類の変更は出来ません。申請書類に誤りがあった場合は速やかに届けて頂いて内容に影響しない範囲で訂正を認めておりましたので、先ほど差換えをお願い致しました。

提出書類につきましては事前に確認しておりますが、また委員会の方で何かありましたらよろしくお願い致します。次に審査の方になりますが、書類審査を本日行って頂きたいと思っております。第2次審査では面接審査等最も優れた団体を選定して頂くという事でもよろしくお願い致します。選定につきましては、平等な利用が確保される事、またサービスの向上が図れること、管理に関わる経費の縮減が図られること、管理を安定して提供出来る能力を有している等の選定基準を照らして最適な団体を3月22日の第2次の審査会で選定して頂き6月の議会で指定議決を受ける事となりますので、よろしくお願い致します。

【委員長】

何かご質問ご意見はございませんか。

続いて、「指定管理者運営管理業務仕様書」について、説明をお願いします。

【事務局】

指定管理者運営管理業務仕様書について説明いたします。

現在3施設の職員数は8名で、老人福祉センターに正職員2名、非常勤職員2名、高齢者ふれあいセンターに非常勤職員4名で運営しております。地域高齢者交流サロンにおきましては職員がおりませんので、今現在老人福祉センターの方で対応させて頂いております。

あと施設の利用には利用証を発行いたしまして、利用時に提示して頂いておりますが、利用証により来館者の把握に努め、緊急時には連絡等安全を確保する為に役立てております。

2ページに記載しております通常の業務ですが、案内業務・貸室業務・許可業務等ございますが、相談業務につきましては高齢者の生活や健康に関する相談にあたり専門知識を持つ有資格者が行っていく事になっております。

管理業務につきましては、防火管理者を専任いたしまして消防署に届けが必要になっております。

3ページの職員の雇用に関しましても先ほど申しました様に、現在雇用しております臨時職員が指定管理者の方に就労希望する場合は採用に努めて頂く様に説明をお願いしております。

施設の維持管理ですが、4ページから5ページの表に記載しておりますが、記載の他に消防訓練の実施年2回・消防設備点検年2回・特殊建物報告を年1回、樹木の剪定、害虫駆除等維持管理に精通している職員を配置して頂くという事をお願いしております。

【委員長】

何かご質問ご意見はございませんか。

【委員長】

1点、この相談業務のところの有資格者とは具体的にはどういった方のことでしょうか。

【事務局】

相談内容にもよるのですが、健康に関しては健康増進課に依頼して今行っております。生活面につきましては、高齢福祉課また障がいがある方には障がい福祉課職員が持っている資格で対応させて頂いております。今回、現地説明会などで説明しているのは、それが出来る方、有資格と言っておられなくても、そういった部分に卓越されている方をお願いしております。

【委員長】

よろしいでしょうか。

次に、案件の(6)「選定方法及び審査基準について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まず、選定方法についてご説明させていただきます。老人福祉センター・高齢者ふれあいセンター・地域高齢者交流サロンについて指定管理者の申請を受付しましたところ、3団体から申請がありました。

最適候補者の選定の方法については、本日の第1回選定委員会で書類審査、第2回選定委員会では書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑により審査していただき、候補者の決定を行います。

指定管理者候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。

なお、本日の第1次審査については、お配りしております採点表による各委員の点数を集計し、第1次審査通過団体を決定いたします。点数の集計は事務局で行い、第1次審査結果として各委員、市長に報告するとともに、第1次審査を通過した団体には、第2次審査の案内、通過しなかった団体には、非選定通知を送付することといたします。

続いて、資料6「門真市立老人福祉センター等指定管理者候補者選定に関する審査基準」について説明いたします。

選定基準1から4につきましては「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」第4条第1項に規定する審査基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案し審査項目や内容・配点を想定した事務局案です。

これらに加え、「地域・ボランティア等との連携を図るための具体的な手法」「地域の実情の把握度・地域に根ざした地域福祉の推進」「地域の特性に応じた円滑な事業展開の可能性」を審査項目として入れさせて頂いております。

以上、7つの選定基準それぞれに審査項目を設定しており、審査を行う際の視点といたしまして審査内容を掲げております。また、それぞれの選定基準を採点していただく際の主な確認資料としまして、法人より提出いただいております資料を表の一番右の列に記載させていただいております。委員の皆様には、この審査基準をもとに審査、採点していただきたいと考えております。

続いて資料7「指定管理者候補者選定に関する採点表（案）」をご覧ください。採点方法ですが、採点表の下に記載しておりますように、ABCDEの5段階の評価基準を設けており、それぞれの選定基準ごとに5段階評価していただきます。

【事務局】

審査項目の配点についてですが、今回案という事で点数を付けさせていただきました。またのちほど意見がございましたらおっしゃって頂いて考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

なお、採点表の選定基準4「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の審査項目「安定的な運営が可能となる経理的基盤」につきましては、その採点を公認会計士の柳原委員にお任せしたいと考えております。従いまして、柳原委員には230点満点で採点していただきます。他の委員には満点の230点から20点を差し引いた残り210点で残りの項目の採点をお願いし、柳原委員に採点していただいた「経理基盤」の点数を上乗せしたいと思っております。

【委員長】

「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の審査項目「安定的な運営が可能となる経理的基盤」の20点ですね。

【事務局】

20点分だけを柳原委員の点数を引用させていただくこととなります。

さらに審査時の留意点といたしまして、施設の設置目的を踏まえた、よりよい施設運営を行える指定候補者候補者を選定するため、最低基準を設定することとしており、選定要件となる最低基準点を各委員の合計点数の6割以上とさせていただきますと思います。

以上の内容につきまして、ご意見がございましたら、ご提案いただきたいと思います。

【委員長】

ただいまの説明について、何かご質問ご意見はございませんか。

【委員】

資料7の採点表（案）の3番目の管理に係る経費の縮減が図れるものであるかの所が2段になっているが意味があるのか。

【事務局】

この提案価格につきましては最高点が10点ですが、それを提案された団体の提案額を分母といたしまして、3団体のうち、最低額を出された団体の提案額を分子として10を掛けて計算します。よって満点は10点ということになります。

【委員】

妥当性はありますか。

【委員】

例えば、一番低いところが100円でやりますとっていて、150円でやりますといったところがあったときに、100を150で割ることになる。そうすると0.666となりますので、それに10点を掛けるとしたら6.66となる。それを7にするのかどうかという、端数の切り捨てをどうするのかということが問題なのかな。

【委員】

事務局のほうで計算していただいて出してもらえたらいいと思います。

【事務局】

小数点で切り捨てにするかどうかですが。

【委員】

四捨五入でいいのではないのでしょうか。

【委員長】

四捨五入ということで、計算して自動的に点数を出すということで。

【委員】

一次審査をしてプレゼンテーションでも審査するという事なんですが、この採点表というのは一括したものでしょうか。二次はまた採点表があるということでしょうか。

【事務局】

基本的にはこの選定基準という項目を基本にしまして、それに沿った質問を考えていきます。どの団体にも同じ質問をする形で作らせていただいて、その質問に対して答えがどうだったのか、フォローする質問もあろうかと思いますが、各項目ごとにまた点数を付けていただくという考えを持っております。一次審査とはまた別の採点表を作らせていただこうかなと思っております。

【委員】

最低限何点以上で二次審査に進むというような基準、考え方はありますか。

【事務局】

最低基準は満点の6割以上が二次審査に進めるということで考えております。

【委員】

3団体申請されていますが、3団体とも6割以上であれば、次の2次審査に進めるということでよろしいですね。

【事務局】

そういうことで結構です。

【委員長】

採点表等について、その他、質問ございませんでしょうか。

【委員】

最後の総合判断が50点と非常に配点が高いのですが、この総合判断は何を持って我々は総合的に判断したらよいのか迷うところなんです。

【事務局】

いろんな委員の意見等を聞いていただいて、全体を鑑みて総合的に採点していただけたらと考えていたのですが。ただ、どうしても、卓越している部分は点数はいいと思うのですが、全体を考えた場合どうなのかということを考えていただけたらなと思っております。

【委員】

書面だけの審査で総合的に判断するのは難しいので、抜いてもいいのではないですか。

【事務局】

そうしましたら、総合的判断は削除させていただいて、作り直させていただきます。

【委員長】

そうしましたら、修正をかけていただいてよろしいですか。書類審査に移らせていただきたいと思いますと思いますが、一旦休憩をとりましょうか。

《休 憩》

【委員長】

それではただいまから書類審査を行います。事前に資料をお配りさせていただいておりますが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

《各委員意見交換》

【委員長】

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

それでは審査に入りたいと思います。各委員にお配りしております事業報告等の申請書類をご精査いただき、基準に沿って、評価をお願いいたします。審査時間は30分間を目途に行うこととし、15分経過後に一旦状況を確認させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、これより書類審査を開始します。

《書類審査》

皆様評価はおわりましたでしょうか。事務局のほうで採点表の回収をお願いします。

《事務局集計》

【委員長】

事務局より集計結果の報告をお願いいたします。

【事務局】

まず、満点が900点満点でございまして、6割が540点という事になります。シルバー人材センターが663点、門真晋栄福祉会が831点、日経サービス712点であります。したがって、3社とも6割以上になります。

【委員長】

ありがとうございます。ということで、集計結果が出まして、トップが晋栄福祉会が831点、2番手が日経サービスで712点、3番手がシルバー人材センターで663点ということで、3事業者とも6割の540点をクリアしておりますので、2次の審査にお進み頂くという事でよろしいでしょうか？

【全委員】

異議なし

【委員長】

それでは、事務局より次回の日程について説明をお願いいたします。

【事務局】

次回、選定委員会についてですが、3月22日（火）午後1時より保健福祉センター4階会議室にて開催させていただきます。

本日書類審査を通過いたしました法人によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたします。ヒアリングにつきましては、書類による第1次審査では十分に把握できなかった内容につきまして、選定基準に基づき各法人にそれぞれ同じ質問を行う共通質問項目を設定いたしたく考えております。

法人プレゼン終了後、書類審査、面接審査を踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。

なお、共通質問項目については、事務局のほうで、選定基準に沿った、共通質問項目（案）を作成させていただき、事前に委員の皆様へお配りさせていただきたいと存じますが、今日の段階で、面接審査時にもう少し具体的に把握すべき内容で、共通質問事項に入れたほうが良いというものはございますでしょうか。

【委員長】

また質問項目等何かなれば、3月22日までに事務局のほうにお願いします。

それでは、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。長時間ありがとうございました。